

新潟市理容師法施行条例及び新潟市美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第27号

新潟市理容師法施行条例及び新潟市美容師法施行条例の一部を改正する条例

(新潟市理容師法施行条例の一部改正)

第1条 新潟市理容師法施行条例(平成24年新潟市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「施設」の次に「(施術者全員が理容師及び美容師(美容師法(昭和32年法律第163号)第2条第2項に規定する美容師をいう。)双方の資格を有する者のみからなる美容所(同条第3項に規定する美容所をいう。)を除く。)」を加える。

(新潟市美容師法施行条例の一部改正)

第2条 新潟市美容師法施行条例(平成24年新潟市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「施設」の次に「(施術者全員が美容師及び理容師(理容師法(昭和22年法律第234号)第1条の2第2項に規定する理容師をいう。)双方の資格を有する者のみからなる理容所(同条第3項に規定する理容所をいう。)を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。